

令和元年松前町規則第11号

松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和元年12月2日

松前町長 岡 本 靖

松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則

松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則（平成27年松前町規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例（<u>平成27年松前町条例第12号</u>。以下「条例」という。）<u>第3条第2号及び第5条</u>の規定に基づき、利用者負担額に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 条例<u>第3条第2号</u>の規則で定める額は、<u>別表</u> _____ のとおりとする。</p> <p>(月途中の入退園又は入退所に係る利用者負担額)</p> <p>第4条 前条の場合において月途中の入退園又は入退所に係る利用者負担額は、次の<u>算式</u> _____ により得られた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例（平成27年条例第12号 _____。以下「条例」という。）<u>第3条</u> _____ 及び<u>第9条</u>の規定に基づき、利用者負担額に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 条例<u>第3条</u> _____ の規則で定める額は、<u>別表第1及び別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>(月途中の入退園又は入退所に係る利用者負担額)</p> <p>第4条 前条の場合において月途中の入退園又は入退所に係る利用者負担額は、次の<u>各号に掲げる区分</u>に応じ、<u>当該各号に定める計算式</u>により得られた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>

途中入園若しくは途中入所の日からその月の末日までの開園若しくは開所の日数又は途中退園若しくは途中退所の日の属する月の初日から途中退園若しくは途中退所の前日までの開園若しくは開所の日数（ただし、25日を上限とする。）  
利用者負担額× 退所の日 ÷ 25日

（利用者負担額の通知）

第5条 町長は、利用者負担額を決定したときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対して、特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書〔保護者用〕（様式第1号）により通知するとともに、教育・保育給付認定保護者が利用する特定教育・保育施設（町立幼稚園及び町立保育所を除く。以下同じ。）の設置者又は特定地域型保育事業者に対して、特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書〔施設・事業用〕（様式第2号）により、通知するものとする。

（利用者負担額の減免）

第6条 町長は、教育・保育給付認定保護者又はその属する世帯の生

(1) 教育標準時間認定の場合 利用者負担額×その月の途中入園若しくは入所の日からの開園若しくは開所の日数又はその月の途中退園若しくは退所の前日までの開園若しくは開所の日数（ただし、20日を上限とする。） ÷ 20日

(2) 保育認定の場合 利用者負担額×その月の途中入園若しくは入所の日からの開園若しくは開所の日数又はその月の途中退園若しくは退所の前日までの開園若しくは開所の日数（ただし、25日を上限とする。） ÷ 25日

（利用者負担額の通知）

第5条 町長は、利用者負担額を決定したときは、当該支給認定保護者等に対して、特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書〔保護者用〕（様式第1号）により通知するとともに、支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設（町立幼稚園及び町立保育所を除く。以下同じ。）の設置者又は特定地域型保育事業者に対して、特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書〔施設・事業用〕（様式第2号）により、通知するものとする。

（利用者負担額の減免）

第6条 \_\_\_\_\_

計を主として維持する者が次のいずれかに該当するときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 教育・保育給付認定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。
- (3) 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障がいを受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (4) 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- (5) その他、前各号に準ずると認められるとき。

2 教育・保育給付認定保護者が前項に規定する利用者負担額の減免を受けようとするときは、前条に規定する利用者負担額の決定を受けた日又はその事由の生じた日から60日以内に、利用者負担額減額（免除）申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、利用者負担額減額（免除）決定通知書〔保護者用〕（様式第4号）により、当該教育・保育給

次の各号の一に該当するときは、利用者負担額を減額 又は免除することができる。

- (1) 支給認定保護者 又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 支給認定保護者 の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (3) 支給認定保護者 の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障がいを受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (4) 支給認定保護者 の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (5) その他、前各号に準ずると認められること。

2 支給認定保護者 が前項に規定する利用者負担額の減免を受けようとするときは、前条に規定する利用者負担額の決定を受けた日又はその事由の生じた日から60日以内に、利用者負担額減額（免除）申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、利用者負担額減額（免除）決定通知書〔保護者用〕（様式第4号）により、当該支給認定保護

付認定保護者に通知するとともに、当該教育・保育給付認定保護者が利用する特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者に対して、利用者負担額減額（免除）決定通知書〔施設・事業用〕（様式第5号）により、通知するものとする。

（利用者負担額の変更）

第7条 町長は、教育・保育給付認定保護者の市町村民税課税状況の変更等により、利用者負担額を変更したときは、特定教育・保育施設等利用者負担額変更通知書〔保護者用〕（様式第6号）により、当該教育・保育給付認定保護者に通知するとともに、当該教育・保育給付認定保護者が利用する特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者に対して、特定教育・保育施設等利用者負担額変更通知書〔施設・事業用〕（様式第7号）により、通知するものとする。

（利用者負担額の納入先）

第8条 教育・保育給付認定保護者は、利用者負担額を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に納入するものとする。

- (1) \_\_\_\_\_ 町立保育所及び私立保育所 松前町
- (2) 認定こども園\_\_\_\_\_、公立保育所（町立保育所を除く。）及び地域型保育事業 当該教育・保育給付認定保護者が利用する施設の設置者又は特定地域型保育事業者

（利用者負担額の納入通知及び口座振替）

第10条 町長は、納入期限の15日前までに、教育・保育給付認定保護者に対して納付書を送付するものとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定保護者か

者 \_\_\_\_\_ に通知するとともに、当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者に対して、利用者負担額減額（免除）決定通知書〔施設・事業用〕（様式第5号）により、通知するものとする。

（利用者負担額の変更）

第7条 町長は、支給認定保護者の市町村民税課税状況の変更等により、利用者負担額を変更したときは、特定教育・保育施設等利用者負担額変更通知書〔保護者用〕（様式第6号）により、当該支給認定保護者に通知するとともに、当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者に対して、特定教育・保育施設等利用者負担額変更通知書〔施設・事業用〕（様式第7号）により、通知するものとする。

（利用者負担額の納入先）

第8条 支給認定保護者は、利用者負担額を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に納入するものとする。

- (1) 町立幼稚園、町立保育所及び私立保育所 松前町長
- (2) 認定こども園、私立幼稚園、公立保育所（町立保育所を除く。）及び地域型保育事業 当該支給認定保護者が利用する施設の設置者又は特定地域型保育事業者

（利用者負担額の納入通知及び口座振替）

第10条 町長は、納入期限の15日前までに、支給認定保護者 \_\_\_\_\_ に対して納付書を送付するものとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、支給認定保護者 \_\_\_\_\_ か

ら口座振替の方法により納付する旨の申出があるときは、指定金融機関等に口座振替の方法による収納を依頼するものとする。

(利用者負担額の督促)

第11条 町長は、納入期限までに納付しない教育・保育給付認定保護者に対して、納入期限から15日以上の間を置いて、督促状(様式第8号)を発する。

2 省略

附 則

省略

ら口座振替の方法により納付する旨の申出があるときは、指定金融機関等に口座振替の方法による収納を依頼するものとする。

(利用者負担額の督促)

第11条 町長は、納入期限までに納付しない支給認定保護者に対して、納入期限から15日以上の間を置いて、督促状(様式第8号)を発する。

2 省略

附 則

(施行期日)

1 省略

(経過措置)

2 平成27年3月31日に認可保育所又は幼稚園を利用し、同年4月1日以降も引き続き利用する支給認定子どもに関する利用者負担額については、第3条の規定にかかわらず、支給認定期間の満了日まで、次の各号の区分に応じて、当該各号に定めるところによるものとする。ただし、別表第1第5項に該当する場合は、第2号の規定は、適用しない。

(1) 教育認定子ども 平成26年度就園奨励費補助金を受けた子どもについて、就園奨励費補助金の階層区分第Ⅲ階層に該当する者が別表第1の利用者負担額階層区分D5階層以上になる場合はD4階層を適用し、就園奨励費補助金の階層区分第Ⅳ階層に該当する者が同表の利用者負担額階層区分D10階層以上になる場合はD9階層を適用する。

(2) 満3歳以上保育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども

利用者負担額の算定対象の支給認定保護者及び扶養義務者について、市町村民税所得割課税者の控除対象外扶養親族の合計が3人以上いる世帯は、その人数から2人を除いた数に19,800円を乗じた額（以下「控除額」という。）を市町村民税所得割額から差し引いた後の額に該当する別表第1の階層区分を適用する。ただし、市町村民税所得割課税者が複数いる場合は、所得割額が一番少ない者の市町村民税所得割額から控除額を差し引くものとする。

別表\_\_\_\_（第3条関係）

利用者負担額\_\_\_\_\_

階層区分		利用者負担額（月額、円）	
		保育標準時間	保育短時間
		満3歳未満保育認定子ども（政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）	
A	生活保護世帯	省略	
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C	市町村民税所得割非課税世帯	省略	

別表第1（第3条関係）

利用者負担額（松前町立幼稚園を除く。）\_\_\_\_\_

階層区分		利用者負担額（月額、円）				
		教育認定子ども	満3歳以上保育認定子ども	特定満3歳以上保育認定子ども	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	省略	
B	市町村民税非課税世帯	3,000	6,000	6,000	8,900	8,900
C	市町村民税所得割非課税世帯	3,000	10,800	10,600	省略	

		帯
市町村民税所得割課税世帯	D 1	所得割12,000円未満
	D 2	所得割48,600円未満
	D 3	所得割60,000円未満
	D 4	所得割77,200円未満
	D 5	所得割97,000円未満
	D 6	所得割115,000円未満
	D 7	所得割133,000円未満
	D 8	所得割169,000円未満
	D 9	所得割211,300円未満
	D 10	所得割247,000円未満
	D 11	所得割301,000円未満
	D 12	所得割301,000円以上

	省略	

		帯				
市町村民税所得割課税世帯	D 1	所得割12,000円未満	<u>8,000</u>	<u>13,700</u>	<u>13,400</u>	省略
	D 2	所得割48,600円未満	<u>8,000</u>	<u>15,500</u>	<u>15,200</u>	省略
	D 3	所得割60,000円未満	<u>10,100</u>	<u>17,400</u>	<u>17,100</u>	省略
	D 4	所得割77,200円未満	<u>10,100</u>	<u>21,200</u>	<u>20,800</u>	省略
	D 5	所得割97,000円未満	<u>14,000</u>	<u>25,000</u>	<u>24,500</u>	省略
	D 6	所得割115,000円未満	<u>14,000</u>	<u>29,300</u>	<u>28,800</u>	省略
	D 7	所得割133,000円未満	<u>14,000</u>	<u>32,100</u>	<u>31,500</u>	省略
	D 8	所得割169,000円未満	<u>14,000</u>	<u>35,500</u>	<u>34,800</u>	省略
	D 9	所得割211,300円未満	<u>14,000</u>	<u>36,700</u>	<u>36,000</u>	省略
	D 10	所得割247,000円未満	<u>17,000</u>	<u>37,900</u>	<u>37,200</u>	省略
	D 11	所得割301,000円未満	<u>17,000</u>	<u>40,000</u>	<u>39,300</u>	省略
	D 12	所得割301,000円以上	<u>17,000</u>	<u>44,900</u>	<u>44,100</u>	省略

## 備考

- 1 この表におけるC階層「市町村民税所得割非課税世帯」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割のみが課税されている世帯をいい、D階層の「所得割」とは、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の同項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額をいう。この場合において、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、この表における市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割の額の計算については、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別

## 備考

- 1 この表におけるC階層「市町村民税所得割非課税世帯」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割のみが課税されている世帯をいい、D階層の「所得割」とは、支給認定保護者\_\_\_\_\_及び当該支給認定保護者\_\_\_\_\_と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の同項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額をいう。この場合において、支給認定保護者\_\_\_\_\_又は当該支給認定保護者\_\_\_\_\_と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、この表における市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割の額の計算については、支給認定保護者\_\_\_\_\_又は当該支給認定保護者\_\_\_\_\_と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別

し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

- 3 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分が \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ C階層に該当し、かつ、当該教育・保育給付認定保護者  
又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が  
特定教育・保育のあった月において次のいずれかに該当する者  
（以下「要保護者等」という。）である場合の当該教育・保育

し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

- 3 支給認定保護者 \_\_\_\_\_ の属する世帯の階層区分が B階層  
又はC階層に該当し、かつ、当該支給認定保護者  
又は当該支給認定保護者 \_\_\_\_\_ と同一の世帯に属する者が  
特定教育・保育のあった月において次のいずれかに該当する者  
（以下「要保護者等」という。）である場合の当該支給認定保

給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額は、上の表の規定にかかわらず、零円とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。）

(2)～(7) 省略

4 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者である場合の当該教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額は、上の表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ D 1階層又はD 2階層に該当する世帯に属する者 当該世帯の属する階層に係る利用者負担額として上の表に規定する額から1,000円を減じた額に10分の50を乗じて得た額

(2) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ D 3階層又はD 4階層に該当する世帯に属する者 9,000円

保護者 \_\_\_\_\_に係る支給認定子ども \_\_\_\_\_に関する利用者負担額は、上の表の規定にかかわらず、零円とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（支給認定保護者 \_\_\_\_\_と同一の世帯に属する者である場合を除く。）

(2)～(7) 省略

4 支給認定保護者 \_\_\_\_\_又は当該支給認定保護者 \_\_\_\_\_と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者である場合の当該支給認定保護者 \_\_\_\_\_に係る支給認定子ども \_\_\_\_\_に関する利用者負担額は、上の表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 教育認定子どもに係る世帯であって、D 1階層からD 4階層までに該当するものに属する者 3,000円

(2) 満3歳以上保育認定子どもに係る世帯であって、D 1階層からD 4階層までに該当するものに属する者 6,000円

(3) 特定満3歳以上保育認定子ども及び満3歳未満保育認定子どもに係る世帯であって、D 1階層又はD 2階層に該当するものに属する者 当該世帯の属する階層に係る利用者負担額として上の表に規定する額から1,000円を減じた額に10分の50を乗じて得た額

(4) 特定満3歳以上保育認定子ども及び満3歳未満保育認定子どもに係る世帯であって、D 3階層又はD 4階層に該当するものに属する者 9,000円

5 教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に負担額算定基準子どもが2人以上いる場合の当該教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額は、上の表及び前2項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども 当該世帯に属する階層に係る利用者負担額として上の表に規定する額に100分の50を乗じて得た額

(2) 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年

5 支給認定保護者\_\_\_\_\_と同一の世帯に負担額算定基準子どもが2人以上いる場合の当該支給認定保護者\_\_\_\_\_に係る次の各号に掲げる支給認定子ども\_\_\_\_\_に関する利用者負担額は、上の表及び前2項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 当該世帯に属する階層に係る利用者負担額として上の表に規定する額に100分の50を乗じて得た額

ア 当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもが1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

イ 当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども(最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者である者に限る。以下同じ。)である満3歳以上保育認定子ども又は特定満3歳以上保育認定子ども若しくは満3歳未満保育認定子ども

ウ 当該支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども\_\_\_\_\_

長者である者を除く。)である満3歳未満保育認定子ども  
零円

6 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等が2人以上いる場合の当該教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額は、市町村民税所得割額が57,700円未満（特定教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子どもにあつては、77,200円未満）

であるときは、上の表及び前3項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる満3歳未満保育認定子ども 当該世帯の属する階層に係る利用者負担額として上の表に規定する額に100分の50を乗じて得た額（特定教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子どもにあつては、零円

零円

ア 当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

イ 当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

ウ 当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども

6 支給認定保護者\_\_\_\_\_に係る特定被監護者等が2人以上いる場合の当該支給認定保護者\_\_\_\_\_に係る次の各号に掲げる支給認定子ども\_\_\_\_\_に関する利用者負担額は、市町村民税所得割額が教育認定子どもにあつては77,200円未満、満3歳以上保育認定子ども又は特定満3歳以上保育認定子ども若しくは満3歳未満保育認定子どもにあつては57,700円未満であるときは、上の表及び前3項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども\_\_\_\_\_ 当該世帯の属する階層に係る利用者負担額として上の表に規定する額に100分の50を乗じて得た額（教育認定子どもに係る世帯であつて、B階層又はC階層に該当するものに属する者及び満3歳以上保育認定子ども又は特定満3歳以上保育認

\_\_\_\_\_ )

ア 当該教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども

イ 当該教育・保育給付認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる満3歳未満保育認定子ども  
零円

ア 当該教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども

イ 当該教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども

ウ 当該教育・保育給付認定保護者に係る負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者 \_\_\_\_\_ を除く。）である満3歳未満保育認定子ども

7 省略

定子ども若しくは満3歳未満保育認定子どもに係る世帯であって、B階層に該当するものに属する者にあつては、零円

ア 当該支給認定保護者 \_\_\_\_\_ に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども \_\_\_\_\_

イ 当該支給認定保護者 \_\_\_\_\_ に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども  
\_\_\_\_\_

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども  
零円

ア 当該支給認定保護者 \_\_\_\_\_ に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども \_\_\_\_\_

イ 当該支給認定保護者 \_\_\_\_\_ に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども \_\_\_\_\_

ウ 当該支給認定保護者 \_\_\_\_\_ に係る負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども \_\_\_\_\_

7 省略

別表第2（第3条関係）

利用者負担額（松前町立幼稚園）

階層区分		利用者負担額 （月額、円）
		教育認定子ども 教育標準時間
A	生活保護世帯	0
B	市町村民税非課税世帯	3,000
C	市町村民税所得割非課税世帯	3,000
市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	D 1 所得割12,000円未満	6,000
	D 2 所得割48,600円未満	6,000
	D 3 所得割60,000円未満	6,000
	D 4 所得割77,200円未満	6,000
	D 5 所得割97,000円未満	6,000
	D 6 所得割115,000円未満	6,000
	D 7 所得割133,000円未満	6,000
	D 8 所得割169,000円未満	6,000
	D 9 所得割211,300円未満	6,000
	D 10 所得割247,000円未満	6,000
	D 11 所得割301,000円未満	6,000
	D 12 所得割301,000円以上	6,000

備考

- この表におけるC階層「市町村民税所得割非課税世帯」とは、  
地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割のみが課税さ

れている世帯をいい、D階層の「所得割」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の同項第2号に規定する所得割の額を合算した額をいう。この場合において、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

2 前項に定めるもののほか、この表における市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割の額の計算については、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫

と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 支給認定保護者の属する世帯の階層区分がB階層又はC階層に該当し、かつ、当該支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月に要保護者等である場合の当該支給認定保護者に係る支給認定子どもに関する利用者負担額は、上の表の規定にかかわらず、零円とする。

4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等に該当し、かつ、当該支給認定保護者の属する世帯がD1階層からD4階層までに該当する場合の当該支給認定保護者に係る支給認定子どもに関する利用者負担額は、上の表の規定にかかわらず、3,000円とする。

5 支給認定保護者と同一の世帯に負担額算定基準子どもが2人以上いる場合の当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる教育認定子どもに関する利用者負担額は、上の表及び前2項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる教育認定子ども（市町村民税所得割額が48,600円以上の世帯を除く。） 当該世帯に属する階層

に係る利用者負担額として上の表に規定する額に100分の50を乗じて得た額

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもが1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

イ 当該支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる教育認定子ども 零円

ア 当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

イ 当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

ウ 当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である教育認定子ども

6 支給認定保護者に係る特定被監護者等が2人以上いる場合の当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる教育認定子どもに関する利用者負担額は、市町村民税所得割額が77,200円未満であるときは、上の表及び前3項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる教育認定子ども（市町村民税所得割額が48,600円以上の世帯を除く。） 当該世帯の属する階層に係る利用者負担額として上の表に規定する額に100分の50を乗じて得た額（B階層又はC階層に該当する世帯に属する者にあつては、零円）

ア 当該支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

イ 当該支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる教育認定子ども 零円

ア 当該支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

イ 当該支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

ウ 当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である教育認定子ども

7 前項に該当する世帯のうち、要保護者等が属するものに対する同項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める額」

とあるのは「零円」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則は、令和元年10月以後の月分の教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者（同項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）の利用者負担額について適用し、同月前の月分の教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の利用者負担額については、なお従前の例による。